

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について 一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 一般社団法人特殊鋼倶楽部</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00078 沿革 <u>令和3年12月20日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条第2項の規定に基づく保険契約の締結の制限及び第6条（附帯別表第3）に基づく内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について 一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 一般社団法人特殊鋼倶楽部</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00078 沿革 <u>令和3年11月30日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条第2項の規定に基づく保険契約の締結の制限及び第6条（附帯別表第3）に基づく内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。</p> <p>記</p>	
<p>1 基本的引受基準 (1)～(11) (略) <u>(12) 石炭火力発電において用いられる貨物等に係る対象契約については、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、国際合意において認められるものであって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約を除く。</u></p>	<p>1 基本的引受基準 (1)～(11) (略)</p>	
<p>2 (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和3年12月20日</u>] この改正は、<u>令和4年1月1日</u>から実施する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和3年11月30日</u>] この改正は、<u>令和3年12月7日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙1]～[別紙3] (略)</p>	<p>[別紙1]～[別紙3] (略)</p>	

新	旧	備考
[別表] (略)	[別表] (略)	